

平成30年12月 5 日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	坂 口 正 勝
3 番	猪 村 利恵子
5 番	江 口 康 成
7 番	上 田 雄 一
9 番	吉 川 里 己
11 番	松 尾 陽 輔
13 番	石 橋 敏 伸
15 番	松 尾 初 秋
18 番	牟 田 勝 浩

副議長	川 原 千 秋
2 番	豊 村 貴 司
4 番	山 口 等
6 番	吉 原 新 司
8 番	古 川 盛 義
10 番	末 藤 正 幸
12 番	池 田 大 生
14 番	宮 本 栄 八
16 番	山 口 昌 宏
20 番	江 原 一 雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	末 藤 彰 彦
次 長	江 上 新 治
議 事 係 長	吉 永 和 彦
議 事 係 員	田 中 弘 一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	北	川	政	次
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	水	町	直	久
企	画	部	古	賀	龍 一	郎
営	業	部	神	宮	一	文
営	業	部	松	尾	和	久
福	祉	部	岩	瀬		清
福	祉	部	牟	田	由 紀	子
こ	ど	も	松	尾		徹
こ	ど	も	山	口	泰	光
ま	ち	づ	庭	木		淳
ま	ち	づ	高	倉	秀	昭
会	計	管	末	藤	勇	二
上	下	水	今	福		剛
総	務	課	川 久	保	和	幸
財	政	課	山	崎	正	和
企	画	政	松	尾	謙	一
選	挙	管	馬	場	恒	信
監	査	委	青	木		博
農	業	委	前	田		実

議 事 日 程 第 6 号

12月5日（水）10時開議

日程第1	第91号議案	武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第94号議案	平成30年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第95号議案	平成30年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第96号議案	平成30年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第97号議案	平成30年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第98号議案	平成30年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第99号議案	平成30年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第1回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第100号議案	平成30年度武雄市下水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第93号議案	平成30年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第101号議案	平成30年度武雄市一般会計補正予算（第7回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第102号議案	平成30年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第103号議案	平成30年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第104号議案	平成30年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第14	第105号議案	平成30年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第15	第106号議案	平成30年度武雄市下水道事業会計補正予算（第3回）（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第16	第107号議案	平成30年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第17	選挙第9号	杵島工業用水道企業団議会議員の選挙（選挙）
日程第18		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託をいたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1 第91号議案

日程第1. 第91号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、総務常任委員長の報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第91号議案 武雄市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例の改正は、公職選挙法の一部改正に伴うもので、改正点としては、市議会議員選挙の候補者による選挙運動として、新たに選挙運動用ビラの頒布ができるようになったこと、そして、選挙運動用ビラの作成費について市が条例で定めることにより、武雄市で公費負担ができるとされたことであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第91号議案について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第91号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第91号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2・第3 第94号議案・第95号議案

日程第２．第 94 号議案 平成 30 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）及び、日程第 3．第 95 号議案 平成 30 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 94 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 94 号議案 平成 30 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 7,844 万 2,000 円を追加し、総額 64 億 9,239 万 1,000 円とするもので、主なものとして、歳入では、前年度決算に伴う繰越金 7,817 万 2,000 円を受け入れ、歳出では、平成 29 年度の療養給付費負担金と特定健診負担金の額が確定したことによる国庫支出金等への返還金が生じ、現計予算では不足するため、償還金 4,177 万円を増額したいとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 95 号議案に対する報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 95 号議案 平成 30 年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ 307 万 7,000 円を追加し、総額 6 億 5,492 万 4,000 円とするものでした。

歳入では、前年度決算認定に伴う繰越金 307 万 7,000 円を受け入れ、歳出では、繰越金として受け入れた額に後期高齢者医療広域連合への 29 年度分負担金が含まれるため、その一部 299 万 9,000 円を負担金として同連合に納付するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 94 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4～第 8 第 96 号議案～第 100 号議案

日程第 4. 第 96 号議案 平成 30 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）から、
日程第 8. 第 100 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 5 件
を一括議題といたします。

以上の 5 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過
並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 96 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 96 号議案 平成 30 年度武雄市競輪事
業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

来年 4 月 4 日から 7 日に開催予定の 69 周年記念競輪に係る臨時仮設投票所の設置と、こ
れに伴う配線や什器類の設置について、本年度中に準備が必要なため債務負担行為と繰り越
しをお願いするものと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 97 号議案 平成 30 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額 2 億 7,110 万円とするものでした。

これは、地区内の立木及び工作物の補償金として 6,000 万円を増加するものでした。

なお、財源については工業団地整備事業債と説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 98 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 98 号議案 平成 30 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本年 8 月 15 日、落雷により矢筈ダム管理棟のコンピュータほか関連機器に総額 1 億円の被害が生じ、その復旧に際し発生する利水者負担分とのことでした。

収益的支出では、利水者負担割合が 17.7%であるため、1 款 1 項 1 目 26 節に県負担金として 1,770 万円を計上。収益的収入では、災害復旧に伴う国庫補助事業の対象であるため、1 款 2 項 3 目 1 節に支出額の 50%に当たる 885 万円を国庫補助金として受け入れるとのことでした。

委員からは、避雷針の設置や保険の対象ではないのかと質問があり、執行部から、避雷針の設置はあるが、今回の落雷は 200 メートルほど離れた場所で発生した誘導雷による被害であること。また、保険の対象外との説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 99 号議案 平成 30 年度武雄市工業用水道事業会計補正予算（第 1 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、第 98 号議案と同じく、本年 8 月 15 日の落雷による、被災した矢筈ダムの復旧に要する費用でありました。

工業用水の利水者負担割合が 12.6%であるため、1,260 万円を県負担金として支出するものでした。

歳入では、工業用水の国庫補助率が 45%であるため、国庫補助金で 567 万円を受け入れ、残りの 693 万円を一般会計補助金とするものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 100 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 100 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

収益的支出では、1 款 1 項 1 目管渠費は、農業集落排水事業の異常対応や故障等の費用、2 目処理場費は、農業集落排水処理施設の電気代が見込みより多く推移しているため増額。3 目浄化槽費の市設置型浄化槽である戸別浄化槽事業の申請件数の増加に伴う事業量の増加によるものでした。

3 目浄化槽費の増額分については、公共下水道事業と調整し対応すると説明がありました。

歳入については、戸別浄化槽事業の事業量増加に伴うものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 96 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 98 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 99 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 99 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 100 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 100 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第93号議案

日程第9. 第93号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算（第6回）を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第93号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算（第6回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、増額分として、2款2項1目8節. 報償費、ふるさと納税に対する謝礼2億466万4,000円と、12節. 役務費、通信運搬費80万円、13節. 委託料、ふるさと納税業務委託料1,104万8,000円、使用料及び賃借料、ふるさと納税システム利用料1,562万8,000円については、寄附額の増額に伴うふるさと納税に関する経費であるとの説明を受けました。

また、同じく25節. 積立金、まちづくり応援基金積立金3,786万円については、ふるさと納税された金額から経費を差し引いた分を積み立てるものであるとの説明を受けました。

13款1項1目28節. 繰出金、工業用水道事業会計への繰出金に関する693万円の計上については、県営矢筈ダムの落雷による計器修繕のダム利水者負担金に対する繰出金であるとの説明を受けました。

歳入の主なものについては、ふるさと納税に伴うまちづくり応援寄附金として2億7,000万円が計上されているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。上田福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第93号議案 平成30年度武雄市一般会計補正予算（第6回）についての、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、3款2項1目. 老人福祉費で、介護施設である認知症高齢者グループホームの施設整備に対して助成金を交付するとして、1施設当たり3,200万円と、開設準備金

として定員 9 名分 720 万円の、合計 3,920 万円を計上されていまして。

この額は全額、県の補助金を活用するもので、歳入で地域医療介護総合確保基金事業補助金として同額が計上されております。

10 款 3 項 3 目、小学校施設整備事業費では、北方小学校普通教室等空調設備設置に係る費用として、合計 6,451 万 8,000 円が計上されており、来年 6 月からの空調設備利用に間に合わせるために、5 月末までには工事を終わらせる必要があるため今回の補正に計上したとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 93 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、4 款 2 項 1 目環境衛生費 19 節、負担金補助及び交付金の葬斎公園運営費負担金の減額と、4 款 3 項 2 目ごみ処理費 19 節、負担金補助及び交付金の杵藤広域圏負担金の減額については、葬斎公園と杵藤クリーンセンターのそれぞれの前年度事業の運営費清算による減額分でした。

7 月に発生した豪雨による被災に対する復旧に関するものとして、6 款 1 項 3 目農業振興費 19 節、負担金補助及び交付金の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、被害を受けたハウス及びポンプ等の再建、修繕に要する経費の 2 分の 1 を支援するものであり、8 款 3 項 1 目、河川維持費では、今回 2 地区の急傾斜地復旧工事に係る事業費として、13 節、委託料と 15 節、工事請負費の増額でした。

6 款 1 項 5 目農地費 13 節、委託料、農村地域防災減災事業調査業務委託料は、山内町船ノ原地区 1 カ所、若木町川内区 3 カ所の計 4 カ所で、ため池ハザードマップの整備を行うもので、事業費の金額が国庫補助対象とのことでした。

また、歳入の主なものとして、災害復旧にかかる国庫負担金、県補助金、地元負担金などがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 93 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 93 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10～第 15 第 101 号議案～第 106 号議案

日程第 10. 第 101 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）から日程第 15. 第 106 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）までの 6 件を一括議題といたします。

以上の 6 議案は、人件費に係る補正予算の議案であることから、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びにその結果について、一括して報告を求めます。山口等総務常任委員長

○総務常任委員長（山口 等君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 101 号議案 平成 30 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）から第 106 号議案 平成 30 年度武雄市下水道事業会計補正予算（第 3 回）の 6 件について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

一般会計及び 3 つの特別会計及び 2 つの企業会計について、現状の人事異動に伴う補正であるとの説明を受けました。

審査の結果、第 101 号議案から第 106 号議案の 6 件については、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 101 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 102 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 103 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 103 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 103 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 104 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 104 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 105 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 106 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 107 号議案

日程第 16. 第 107 号議案 平成 30 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 107 号議案 平成 30 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳入の車券発売金について、FⅠ開催では、西日本カップ井上茂徳杯で見込みより 1 億 8,000 万円の増、1 月開催予定のミッドナイト競輪と合わせて 2 億 8,000 万円の増額を計上。FⅡ開催のミッドナイト競輪でも見込みより約 7,000 万円の増の発売があったと説明がありました。

歳出については、これら売り上げ増に伴う経費増加分として、委託料、負担金補助及び交付金、払戻金を増額するものでした。

審査の結果、本議案は原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 107 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 107 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 107 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 選挙第 9 号

日程第 17. 選挙第 9 号 杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。

杵島工業用水道企業団規約第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、市の職員のうちから 1 名の企業団議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票と、同条第 2 項の規定による指名推選との 2 つの方法があります。(発言する者あり)

そこで、お諮りいたします。選挙については指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

杵島工業用水道企業団規約第 5 条第 1 項第 2 号の規定に基づく議員に、武雄市副市長北川政次君を指名いたします。

ただいま指名いたしました武雄市副市長北川政次君を、杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、武雄市副市長北川政次君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

日程第 18 閉会中継続調査申出について

日程第 18. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成30年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時32分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長 杉 原 豊 喜

〃 副 議 長 川 原 千 秋

〃 議 員 末 藤 正 幸

〃 議 員 石 橋 敏 伸

〃 議 員 山 口 昌 宏

会 議 録 調 製 者 末 藤 彰 彦